

アドミニストレーションの学窓から見えるもの

渡邊 榮文

内容目次

1. はじめに
2. アドミニストレーション概念の必要性
3. アドミニストレーションの概念規定
4. 日本におけるアドミニストレーション概念の不存在
5. 日本におけるアドミニストレーション概念の有意性
6. おわりに

1. はじめに

本稿は2007年11月24日開催の熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科同窓会での講演原稿に準拠した。本誌に寄稿するにあたり、講演原稿に若干の筆を加えて直し注記を付すとともに、これを「である体」に改めた。本稿は平成20年3月末に退職の藤尾好則教授と同窓会に集った修了者に捧げられる。

1994年4月、熊本県立大学は全国に先鞭をつけて「アドミニストレーション」(administration)を教育研究するために「総合管理学部」(Faculty of Administration)を新設した。1998年4月、この学部を基礎に全国初の大学院（修士課程）「アドミニストレーション研究科」(Graduate School of Administration)が誕生した。2000

年4月、この研究科に博士課程を設置した。かくて、わが国においてもアドミニストレーションの教育研究が制度化された。爾来、10年の星霜を送った。この間、修士（アドミニストレーション）102名、博士（アドミニストレーション）8名が誕生した（2006年度現在）。

「アドミニストレーションの学窓から見えるもの」と題する本稿の目的は、アドミニストレーションの学窓から見ると、これまで見えなかった何が見えるようになるのであろうかを検討することにある。このことは、アドミニストレーション概念の有意性を明らかにすることにはかならない。

この研究課題に取り組むために、本稿を以下のように構成する。まず、どんな社会事象がアドミニストレーションという新しい概念を必要とするようになったかを尋ねたい。ついで、新社会事象によって新たに必要となったアドミニストレーションの概念規定を行いたい。さらに、なぜ日本にはアドミニストレーション概念が存在しなかったのであろうかの理由を探りたい。最後に、日本におけるアドミニストレーション概念の有意性（学窓から見えるもの）を見てみたい。

2. アドミニストレーション概念の必要性

(1) 新しい世界—パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化—

公私の組織を問わず、組織には目的が与えられている。組織は目的を達成するために作られるから、組織には予め目的が与えられることになる。しかし、所与の目的は組織によって異なる。公の組織としての行政組織の目的と私の組織としての民間企業組織のそれは当然異なる。したがって、行政組織の目的達成のための行動過程、すなわちパブリック・アドミニストレーション（public administration）と民間企業組織の目的達成のための行動過程、すなわちビジネス・アドミニストレーション（business administration）は、当然、異なる行動過程と理解されていた。

近時、所与の目的を達成するためのこれらの行動過程に変化が見られる。こ

れまでパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは異質で無関係と見られていた。しかし、近時、とみに両者は相互に関係し合うようになっている。とくに、ビジネス・アドミニストレーションの理念や手法がパブリック・アドミニストレーションに導入されている。NPM（New Public Management）=新公共管理といわれるものである。このことは、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションが本質的には等しく、両者の間には質的な差がないことを意味している。近時のパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは同一化している。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化は、未経験の新しい世界の出現である。これまでではパブリック・アドミニストレーションの概念とビジネス・アドミニストレーションの概念があれば、それで十分であった。

(2) 新世界のための新しい概念—アドミニストレーション—

パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化という新しい世界の出現に伴って、この世界のための新しい概念が必要になってくる。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションが異質で相互に無関係であるとされていたときは、新しい概念は必要ではなかった。

今や両者の同一化現象を前に、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションを切り離してではなく一体的に・総合的に考察する必要がある。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化現象は、全体の一部を研究の対象とする既存科学の方法では把握することができないからである。「対象を細かく分け、単純化することを思考の道具とした¹⁾」フランスのデカルト（René Descartes, 1596-1650）の方法論（=近代科学の方法論）への疑問が脳裏をよぎる。この事象を説明するためには、デカルト的思考枠組みを超える必要がある。

パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化は、アドミニストレーションを修飾し限定する「パブリック」と「ビジネス」の性質を希薄化し後退せしめる。両者に共通の「アドミニストレーション

ン」がパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化という新しい世界の中心的な概念となり、またならなければならない。フランスのトクビル (Alexis de Tocqueville, 1805-1859) は「まったく新しい世界には、新しい政治学が必要である²⁾」という。イギリスのラスキ (Harold J. Laski, 1893-1950) も「新しい政治哲学は新しい世界に必要である³⁾」という。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同一化の新世界には新概念、すなわちアドミニストレーション概念が必要である。

3. アドミニストレーションの概念規定

アドミニストレーションは多義語である⁴⁾。それゆえ、アドミニストレーションの用法は多様である⁵⁾。アドミニストレーションの意味内容（アドミニストレーションの概念）は何か。アドミニストレーションの用法はさまざまであるが、それらに共通するいくつかの要素を抽出することができる。これらによつて、アドミニストレーションの意味内容を確定することができる。

第一に、これはもっとも重要な要素であるが、アドミニストレーションは公私に共通の事象であることである。例えば、ディドロ (Denis Diderot, 1713-1784) とダランベール (Jean Le Rond d'Alembert, 1717-1783) の編集にかかる『百科全書』は、《administration》を次のように定義する。「アドミニストラシオン〔アドミニストレーション〕は或る個人または共同体の事務管理あるいは財産管理である⁶⁾」。アドミニストレーションは私的領域に限って用いられる言葉でもなく、公的領域にのみ使用される言葉でもない。すでに18世紀中葉、アドミニストレーションは公私に共通の用語法であった。

第二に、公私に共通の事象であるアドミニストレーションは、所与の目的を実現するための行動であることである。所与の目的は組織によって異なる。行政組織の目的と企業組織のそれは違っている。しかし、それぞれの目的を実現するための行動は共通している。H・ファヨール (Henri Fayol, 1841-1925) は、1923年ブリュッセルで開かれた第二回国際アドミニストレーション会議で行っ

た「国家におけるアドミニストレーション論」と題する講演の中で、公組織であれ私組織であれ、それらが機能するためには公組織も私組織もともに同一の原則を守らなければならないと語った⁷⁾。

第三に、所与の目的を実現するための行動であるアドミニストレーションは、個人行動よりは集団行動であることである。1978年ノーベル経済学賞受賞の H・A・サイモン (Herbert A.Simon, 1916-2001) は、二人の人間が力を合わせて大きな石を動かす行為に「アドミニストレーションの原初形態」を見いだしている。すなわち、「どちらの者も自分一人では動かすことのできない石を二人の者が協力して動かすとき、アドミニストレーションの原初形態が現われる⁸⁾」のである。

第四に、個人行動よりは集団行動であるアドミニストレーションは、協働行動であることである。所与の目的を実現するための複数の人間の行動は協働行動である。サイモンが、アドミニストレーションの二つの基本特徴として「目的的」(purpose) と「協働行動」(cooperative) を挙げるゆえんである⁹⁾。もっとも、「人間関係論」(Human Relations) の創始者メイヨー (Elton Mayo, 1880-1949) らによると、人間には「協働本能」があり、人間は「協働する存在」であるという¹⁰⁾。

H・シュトルンツはアドミニストレーションを「明確に定義しようとする努力が100年以上行われてきたが、信頼できる一般的に承認された成果は得られていない¹¹⁾」という。今、アドミニストレーションに共通する四つの要素を引き出すことができた。第一にアドミニストレーションは公私に共通の事象であること、第二に公私に共通の事象であるアドミニストレーションは所与の目的を実現するための行動であること、第三に所与の目的を実現するための行動であるアドミニストレーションは個人行動よりは集団行動であること、第四に個人行動よりは集団行動であるアドミニストレーションは協働行動であることである。これらによって、アドミニストレーションを定義することが可能になったようと思われる。すなわち、アドミニストレーションとは所与の目的を実現するための集団的協働行動をいう¹²⁾。

4. 日本におけるアドミニストレーション概念の不存在

今、アドミニストレーションは所与の目的を実現するための集団的協働行動であると定義した。これは公的分野にも私的分野にも等しく見られる現象である。アドミニストレーションは公私に共通の概念であるからである。日本でもパブリック・アドミニストレーション=行政とプライベート・アドミニストレーション（とくにビジネス・アドミニストレーション=経営）の概念は存在する。しかし、両者に共通する概念、すなわちアドミニストレーションは不存在である。なぜ、欧米に存在する公私に共通の概念としてのアドミニストレーションが、日本には存在しないのであろうか。

(1) 古来の公と私との関係

古来、わが国の公（おおやけ=訓読、こう=音読）と私（わたくし=訓読、し=音読）との関係は、対立する関係でも、排除しあう関係でも、対等なそれでもなかった。それは上下の関係であり優劣のそれであった¹³⁾。私は公の邪魔にならない範囲・限度で、公の背後にあって目立たないように、ひそかに裏向きのことをするのを許されたのであった¹⁴⁾。ちなみに、「ひそかに」の「ひそ」の漢字に「私」があてられる。公と私とのこのような関係は、私が公との関係で表向きの世界に登場することを嫌い、拒むようになる。私のこのような在り方は、私の不存在ということができる。私の不存在は社会の不存在である。

わが国の行政の世界では、政府の活動を私人のそれと峻別して優越的にとらえ、公務の担い手に特別の性格と地位を付与する公務觀が伝統的に確立され、維持されることになる¹⁵⁾。この象徴的な表現が「官尊民卑」や「お上の行政」である¹⁶⁾。

このような日本の歴史情況においては、アドミニストレーションが公的分野と私的分野に共通して見られる現象であるという考え方は成立する余地はなかったのではないかと考えられる。

(2) 今日の公と私との関係

しかし、今日では古来の公と私との関係、すなわち上下または優劣の関係に変化が見られる。その変化とは公の私化である。公の私化とは「行政機能の民

間（法人・個人をひっくるめ私人で構成される私的部門）への移転¹⁷⁾」をいう。公の私化には広狭二義がある。狭義の私化は担当の行政機関もろとも民間に移行する場合であり、広義のそれは行政機能のみ民間に移動する場合である¹⁸⁾。その具象化は、前者が例えば郵政事業であり、後者が例えばPFI（Private Finance Initiative）である。なお、後者の事例に軍事も挙げられる¹⁹⁾。

公と私との関係の変化で典型的なものは、官民競争入札制度=市場化テストである。これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法51号）で制度化されたものである。これは、公共サービスの提供について官民競争入札を実施し、価格と質の面でより優れた主体が落札し、当該サービスを提供していく制度である。このことは、これまで公の後ろにあって、ものを言わない私が自己の存在を主張するようになったことを意味する。私のこのような在り方は、私の存在といふことができる。私の存在は社会の存在である。日本にも社会が発見されたということができるようか。

かつて「独塊行政學史上あたかも彗星の如き存在として獨自の光芒を放つてゐる²⁰⁾」ロレンツ・フォン・シュタイン（Lorenz von Stein, 1815-1890）は、国家と社会の関係を「絶えざる闘争²¹⁾」の関係、すなわち対立の関係と把握した。しかし、19世紀的な国家と社会の対立図式では21世紀の国家と社会の関係をとらえることはできない。国家と社会の間には両者の相互接近が顕著である。これは「国家と社会の対立」から「国家と社会の同一」への移行である²²⁾。

とまれ、古来の公と私との関係は変化した。これをえたのは、既述のごとく、行政に民間企業の経営の発想や手法を導入するNPM（New Public Management）、すなわち新公共管理の考え方であることは言うまでもない。ものを言う私の存在は、もはや、アドミニストレーション概念の不存在を許さなくなった。アドミニストレーション概念の提示が求められるゆえんである。

5. 日本におけるアドミニストレーション概念の有意性

私の存在主張がアドミニストレーション概念の提示を必要ならしめるとしても、その提示には一体どんな有意性（学窓から見えるもの）があるのであろう

か。日本におけるアドミニストレーション概念の提示の有意性は三つあると考えられる。一つ目はパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの種差化、二つ目はパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同位化、三つ目はパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの協働化である。

(1) パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの種差化

H・シュトルンツはアドミニストレーションの概念の外延にパブリック・アドミニストレーション、協会、公企業、生活協同組合、私企業および家事を含めている²³⁾。アドミニストレーションの概念の外延にはパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションが包摂されているので、アドミニストレーションは類概念である。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは種概念である。両者の相違は種差になる²⁴⁾。

種差とは、「同位概念（同一の類概念に属する二個以上の種概念）のうち、その或るものに特有な性質で、それを他から区別する標準となる徵表」（『広辞苑』）をいう。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは同一の類概念に属する種概念である。これら二つの種概念のうち、その或るものに特有な性質で、それを他から区別する標準となる徵表は何であろうか。

パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションとを比較すると、パブリック・アドミニストレーションは「社会全体に共通の利害にかかわり、あるいは、そのようなものと擬制されて、社会全体の負担で行われる事務」の遂行であるから、「もっぱら、全体社会の中の部分社会に利害共通の、ないし個人の利害にかかわる」ビジネス・アドミニストレーションとは区別される²⁵⁾。

パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの相違は種差であるので、両者はそれぞれ別個の、相互に独立の法則に支配されることはない²⁶⁾。両者は類としてのアドミニストレーションの法則に従うこと

となる。

アドミニストレーション概念の有意性は、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションを、それぞれ別個独立の社会現象として把握する、あるいは把握した從来の方法に取って代わり、アドミニストレーションというより上位概念（=類概念）での論議を可能にすることにある。このことはパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションをより広い視野に収めて、俯瞰図を描くことを可能ならしめる。

(2) パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの同位化

「日本におけるアドミニストレーション概念の不存在」で見たように、わが国の公と私との関係は上下または優劣のそれであった。両者の関係はけっして同一の地位または同じ位置のそれではなかった。このような両者の関係は、古来とは歴史情況を異にする今でもなお公私双方に残滓として見られる²⁷⁾。

かかる歴史情況において、アドミニストレーションはパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの相違を種差化せしめるから、前者の後者に対する上位または優越の地位または位置を否定し、両者の関係を同位の関係とする。

同位とは、1つの類概念、アドミニストレーションに含まれる種概念、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは同一の地位または同じ位置にあることをいう。

アドミニストレーション概念の有意性は、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションとの間の上下または優劣の関係を否定することにある。

(3) パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの協働化

アドミニストレーションはパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションを同位化せしめるから、両者の協働に理論的根拠を与えることになる。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは類概念としてのアドミニストレーションの法則に従うこと

とになるので、両者は相互に排他的ではない。両者の協働が理論的に可能となる。

協働とは、異なる主体が同等・対等の関係で共有の目的の実現に向けて活動することをいう²⁸⁾。協働は、異なる主体が同等・対等であることを前提に成り立つのである。異なる主体が同等・対等でなければ、協働は成り立たない。公私の関係が上下関係または優劣関係にあるときは、協働はあり得ない。

従来、もっぱら公が処理していた事務を今日では私がその処理に関わるようになっている。それは、アドミニストレーションの概念をまって初めて理論的に可能となる。NPO(Nonprofit Organization)論、NGO(Nongovernmental Organization)論、NPM(New Public Management)論、パートナーシップ(Partnership)論は、アドミニストレーション論を前提に成り立っている。とくに、NPO論では「多元的な政策主体によるNPO政策を横断的に理解する概念をどのように想定するか」という点に関し、注目すべきアプローチとして・・・『アドミニストレーション』研究が挙げられる²⁹⁾。

アドミニストレーション概念の有意性は、これまでの公私協働が規範的に、すなわち協働しなければならないと理解されていたのを理論的に、すなわち公私は協働する存在であると捉え直すこと可能にすることにある。

6. おわりに

アドミニストレーションの学窓から見ると、これまで見えなかった三つのものが見えるようになった。その反面、アドミニストレーションの学窓から見えなくなるものがあるのではないか。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの上位概念、すなわち類概念としてのアドミニストレーションの概念を提示すると、下位の概念、すなわち種概念としてのパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションが見えなくなるのではないかということが懸念される。

アドミニストレーションの概念を提示することは、パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションの存在を否定することでは

ない。パブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションは種概念として存在し、また存在しなければならない。「・・・行政（学）【パブリック・アドミニストレーション】と経営（学）【ビジネス・アドミニストレーション】は依然としてそれぞれ独自の存在理由を主張できるし、また主張すべきである。ただし、それは従来のように“他者には吾関セズ焉”³⁰⁾ 然の孤立主義としてではない。実に、同じアドミニストレーション（学）の類の中での二つの種別として、なのである³⁰⁾」。

類概念と種概念との関係で存在するのは種概念である。「現実に存在する administration 活動は、政府における administration【パブリック・アドミニストレーション】であり、企業における administration【ビジネス・アドミニストレーション】なのである³¹⁾」。アドミニストレーションは「人間行動の一般的な形態 (general form of human behaviour)³²⁾」と観念されるので、種概念としてのパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションとの関係では抽象的存在となる。アドミニストレーションは多くの個別具体的なアドミニストレーション現象間の共通の側面や性質を抽出して構成されるものであるから、その存在は抽象的なものとなる³³⁾。しかし、アドミニストレーションは「現象」という、より上位の概念に対しては種概念となる。現象には社会現象と自然現象があるからである。この場合、存在するのは自然現象と社会現象である。

-
- 1) ギタ・ペシス=パステルナーク著、松浦俊輔訳『デカルトなんかいらない?』(産業図書、1993年)、318頁。
 - 2) Alexis de Tocqueville, *De la démocratie en Amérique*, p.29. (Gallimard 社の1968年版による)。井伊玄太郎訳『アメリカの民主政治』(上、講談社、1972年)、26頁。
 - 3) Harold J. Laski, *A Grammar of Politics*, Collected Works of Harold Laski, Vol.IV, 1941, p.15.
 - 4) 英語 administration の邦訳は①管理、運営、経営、処理 ②統治、行政、施政 ③管理者側、経営者側、本部、当局 ④行政部、政府、政権、官庁 ⑤行政官（管理者）の任期、行政（管理）期間 ⑥遺産管理、財産管理、管財 ⑦施行、執行 ⑧投与、授業、治療を施すこと、加療 ⑨宣誓を行わせること ⑩秘跡の授与、聖餐の執行である(『新英和大辞典』第六版、研究社、2002年)。独語 Verwaltung の邦訳は①処理、管理、運営、経営、行政 ②管理部、管理機関、管理当局、管理者、行政機関（官庁）である(『独

- 和大辞典』第二版、小学館、1998年)。仏語 administration の邦訳は①管理、経営、財産管理 ②行政 ③官公庁、省庁、行政機関、公務員、役人 ④薬剤の投与 ⑤秘跡の授与などである(『仏和大辞典』小学館ロペール、1988年)。
- 5) A・ダンサイア (A. Dansire) は、1973年の著書『アドミニストレーションーその語と學問ー』(Administration: The Word and Science) の中で、15通りの用法について述べている(pp. 2~199.)。
 - 6) *Encyclopédie, ou dictionnaire raisonné des sciences, des arts et des métiers*, Tome Premier, 1751, p.140.
 - 7) 概要は次のようなものであった。「アドミニストレーション論は大規模もしくは小規模の産業的、商業的、政治的、宗教的または他のすべての事業の統轄を容易にするための原則、規準および方法の統一体である」(《La doctrine administrative dans l'Etat》, Revue internationale des sciences administratives, 1966, p.124.) と觀念する。まず、アドミニストレーションの原則は14原則から成る(Ibid., pp.126-127.)。ついで、アドミニストレーションの規準は5つである(Ibid., pp.127-131.)。最後に、アドミニストレーションの方法は5つから構成される(Ibid., pp.132-133.)。これらの詳細については参照、渡邊榮文「アドミニストレーション論ーH・ファヨールにおけるー」(熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』第1巻1~2合併号、1994年)、24~30頁。
 - 8) H. A. Simon, V. A. Thompson & D. W. Smithburg, *Public Administration*, 1991, p.3 (岡本康雄・河合忠彦・増田孝治訳『組織と管理の基礎理論』ダイヤモンド社、1977年、3頁。)
 - 9) Ibid., p.3. (同上書・3頁。)
 - 10) 参照、奥林康司・菊野一雄・石井修二・平尾武久・岩出博著『労務管理入門』(増補版、有斐閣、1992年)、155頁。
 - 11) H. Strunz, *Administration: public and private management today*, 1995, p.53.
 - 12) サイモンはアドミニストレーションを「共通の目標を実現するために協働する集団の行動」(Simon et al., op. cit., p.3.) と定義する。
 - 13) 溝口雄三『公私』(一語の辞典) 三省堂、1996年、40頁。
 - 14) 同上書・40頁。
 - 15) 井出嘉憲『日本官僚制と行政文化』東京大学出版会、1982年、237頁。
 - 16) 同上書・237頁。
 - 17) 手島孝「総合管理の基礎概念ー行政国家からガバナンスまでー」(熊本県立大学総合管理学部創立十周年記念論文集『新千年紀のパラダイムーアドミニストレーションー』上巻、九州大学出版会、2004年)、12頁。
 - 18) 同上書・12頁。
 - 19) P・W・シンガー (Peter Warren Singer) 著、山崎淳訳『戦争請負会社』(日本放送出版協会、2004年)。

- 20) 辻清明「ロレンツ・シュタインの行政學説(1)ー行政學研究への一つの緒口としてー」(『国家学会雑誌』第57巻第10号、1943年)、1114頁。
- 21) Lorenz Stein, *Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*, erster Band, S.32. (Gottfried Salomon の1921年版を参照した)。森田勉訳『社会の概念と運動法則』(ミネルヴァ書房、1991年)、22頁。
- 22) 長濱政壽『行政學序説』(有斐閣、1959年)、79頁。
- 23) H. Strunz, op.cit., p.210.
- 24) 手島孝『総合管理学序説』(有斐閣、1999年)、12~15頁。
- 25) 同上書・13~15頁。
- 26) 同上書・12頁。わが国の従来の研究は「行政〔パブリック・アドミニストレーション〕と経営〔ビジネス・アドミニストレーション〕との間に存する主たる差異」を5点挙げる。第1は目的の多元性と一元性、第2は権力手段の有無、第3は行動における法的規制の大小、第4は対象に対する平等原則の範囲の大小、第5は競争による刺激の有無である(辻清明『行政学概論』上巻、東京大学出版会、1966年、12~13頁)。これらの差異は従来の研究において種差と認識されていたかは不明である。まず、アドミニストレーションを類概念(上位概念)に、ついで種概念(下位概念)にパブリック・アドミニストレーションとビジネス・アドミニストレーションを配置した上で、両者の差異、すなわち種差を認識していたかは疑問である。恐らく、当時は認識していなかったであろうと思われる。
- 27) 参照、中邨章「『ガバナンス』の時代と行政改革ーパラダイム・シフトへの展望ー」(日本行政学会編『行政と改革』年報行政研究34号、1999年)、49~50頁。
- 28) 参照、荒木昭次郎『参加と協働』(ぎょうせい、1990年)。
- 29) 初谷勇『NPO 政策の理論と展開』(大阪大学出版会、2001年)、100~106頁。
- 30) 手島前掲書・15頁。
- 31) 稲葉元吉「Business Administration の概念をめぐって」(日本行政学会編『アドミニストレーションーその学際的研究ー』年報行政研究20号、1986年)、24頁。
- 32) Christopher Hodgkinson, *Towards a Philosophy of Administration*, 1978, p.7.
- 33) 参照、渡邊榮文「アドミニストレーション論序説」(熊本県立大学総合管理学会編『アドミニストレーション』第4巻3~4合併号、1998年)、44~45頁。